町田市保健所健康推進課

【事業者様向け】ＴＯＫＹＯクールシェアスポット（クーリングシェルター）の概要

○町田市の熱中症対策について

町田市では、地域の皆様を熱中症による健康被害から守るため、ＴＯＫＹＯクールシェアスポット（クーリングシェルター）の登録・指定を推進しています。

TOKYO クールシェアスポット（クーリングシェルター）は、外出時の危険な暑さを避けるための一時的な休憩場所・避難所のことで、条件を満たした市内の施設であれば公共・民間を問わず登録・指定することができます。

○クーリングシェルター（＝指定暑熱避難施設）について

1. 概要
   熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的に避けることができる適切な冷房設備を備えた無料の避難所。区市町村長が指定する。
2. 開設のタイミング
   熱中症特別警戒アラートの発表時（施設ごとに設定した開放可能日時の範囲内）

クーリングシェルター指定までのながれ

指定を受ける施設は、以下の手続きをお願いしています。

⑴ クーリングシェルターとしての指定の際に必要となる、①開放予定のスペース、②受け入れ可能人数、③開放可能日時を確認する。

⑵ クーリングシェルターとしての受け入れが可能である旨及び社名、所在地、代表者名、(1)の詳細を町田市（窓口は保健所健康推進課）に連絡する。

⑶ 町田市から送付される協定書案の内容を確認したうえで、修正希望の有無を町田市へ伝える。

⑷ 事前確認した協定書案が確定した後、町田市から２部送付される協定書原本を確認のうえ、代表者の印及び捨印の押印を行い、２部とも町田市へ返送する。

※町田市が協定書を受領し、確認が済み次第、協定書の１部をお送りします。

※準備が整い次第、クーリングシェルターとして町田市及び東京都のＨＰで公開します。

○ＴＯＫＹＯクールシェアスポットについて

1. 概要
   冷房環境の共有による省エネルギー・熱中症予防を目的として利用できる無料の休憩場所。東京都が登録する。
2. 開放のタイミング
   常時開放（施設ごとに設定した開放可能日時の範囲内）

※町田市では、「クーリングシェルター」として指定する施設は、原則、「ＴＯＫＹＯクールシェアスポット」としても登録いただいています。

TOKYO クールシェアスポット登録までのながれ

登録を行う施設は、以下の手続きをお願いしています。

⑴　ＴＯＫＹＯクールシェアスポットとしての受け入れが可能である旨を町田市（窓口は保健所健康推進課）に連絡する。

⑵　町田市から送付されるＴＯＫＹＯクールシェアスポット登録に向けた同意書を確認し、必要事項の記入、代表者の署名及び押印を行い、町田市へ返送する。

※町田市が同意書を確認のうえ、一括して東京都に登録の申請をします。

※準備が整い次第、「ＴＯＫＹＯクールシェアスポット」として町田市及び東京都のＨＰで公開します。

〇両施設の相違点について

クーリングシェルターとＴＯＫＹＯクールシェアスポットの相違点について、東京都環境局のホームページでは、以下のように記載されています。

名称	登録・指定する主体	設置目的	主な施設要件	開始時期
①指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	区市町村長（気候変動適応法に基づき指定）	・熱中症対策（今後起こり得る極端な高温も見据えた取組）	・適当な冷房設備を有すること（基本的に屋内を想定） ・施設管理者は、特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日等に住民に施設を開放	令和6年4月から開始
②TOKYOクールシェアスポット	都環境局（登録）	・クールシェア（HTT・デコ活の取組の一環） ・熱中症対策（涼をとる取組）	・クールシェアの利用ができること（自然公園や親水施設などの屋外施設を含む）	令和5年夏から開始

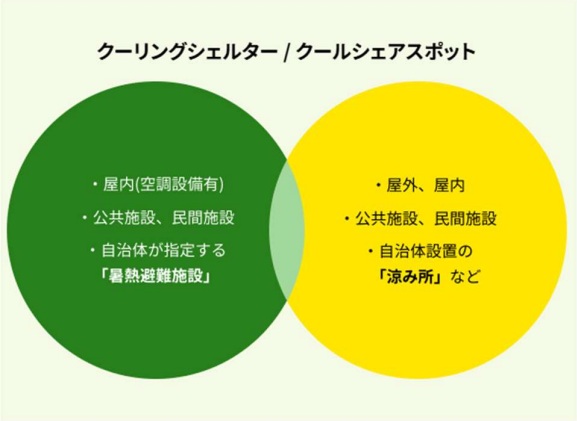

出典：東京都環境局ＨＰ　熱中症対策ポータル

＜参考＞用語の説明

1　熱中症警戒アラート

都内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が予測値で 33 に達する場合に発表される暑さへの気づきを促すための情報。

2　熱中症特別警戒アラート

都内のすべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が予測値で 35 に達する場合に発表される情報。発表時は、過去に例のない危険な暑さとなることが予想されます。

3　東京都における暑さ指数情報提供地点

江戸川臨海・東京都心・練馬・府中・八王子・青梅・小河内・父島・八丈島・三宅島・大島の 11 か所

4　暑さ指数（＝ＷＢＧＴ）

人体の熱バランスに与える影響の大きい ①湿度、 ②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、 ③気温の３つを取り入れた指標です。熱中症の危険度を判断する数値として利用されます。